

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 風の馬
地域密着型介護老人福祉施設
エクウスプリオル

1. 基本的な考え方

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、高齢者虐待の禁止・予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。本施設では入居者及び利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識する。

2. 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることです。

高齢者虐待防止法では、「高齢者虐待」を身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類しています。

3. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

4. 虐待防止にかかる検討委員会の設置要綱

- (1) 本施設は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「社会福祉法人風の馬 エクウスプリオル虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。
- (2) 虐待防止委員会の委員長及び虐待防止責任者は（施設長）が務める。
委員長及び虐待防止責任者は、検討会を統括し、委員会構成職員以外の関係職員を出席させ、その意見を聞くことが出来る。
- (3) 虐待防止委員会の担当者は、次の職員をもって構成する。
施設長、事務長、看護師、生活相談員、施設ケアマネージャー、介護統括リーダー、管理栄養士
- (4) 定例虐待防止委員会は毎月1回、委員長の招集により開催する。また、必要に応じてテレビ電話などを活用し開催する。虐待が疑われる症例への緊急の対応が必要とされる場合には、臨時で緊急虐待防止委員会を開催する。
- (5) 委員会の検討事項は次の通りとする。
 - ア 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - イ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ウ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）を発見した場合の体制整備に関すること。
 - エ 職員が高齢者虐待を把握した場合の事実確認と行政への通報に関すること。

5. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、法的根拠を踏まえ虐待等の防止と発見に関する内容を取り扱い、虐待の防止を徹底する。
- (2) 研修は年2回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 実施した研修は、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

6. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等を発見した場合は、委員会を開催し事実関係を確認した上で、速やかに市町村に報告する。事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政及び警察等の指示を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3) 虐待等を発見した場合の相談・報告体制
 - ① 事業所内における虐待等は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

- ② 入居者及び利用者、利用者家族、職員等から虐待の報告を受けた場合は、虐待防止法及び本指針に従って対応する。
- ③ 施設内及び居宅等で虐待等を発見した場合は、虐待防止担当者に報告しなければならない。
- ④ 報告を受けた虐待防止担当者は、速やかに虐待防止責任者に報告しなければならない。
- ⑤ 虐待防止担当者は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに法人本部に報告の上、関係機関に通報しなければならない。
 - ・和泉市福祉部高齢介護室（高齢支援担当）
電話：0725 - 99 - 8132 FAX：0725 - 40 - 3441
 - ・ビオラ和泉地域包括支援センター
電話：0725 - 46 - 0463 FAX：0725 - 46 - 0466
 - ・和泉市社会福祉協議会
電話：0725 - 43 - 7513 FAX：0725 - 41 - 3154
 - ・和泉警察署生活安全課防犯係
電話：0725 - 46 - 1234（内線 263・264） FAX：0725 - 45 - 6819
- ⑥ 必要に応じて事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

7. 虐待発見時の対応について

別紙『虐待等、発見時フローチャート』参照

8. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるようにホームページに掲載及び施設内に備え付ける。

9. その他、虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に最大限努める。

10. 記録の保管

虐待防止委員会の審議内容等、法人内における虐待防止に関する諸記録は5年間保管する。

(附) 虐待発生時の対応関係機関

市町村（高齢者虐待担当課）

地域包括支援センター

在宅介護支援センター

各区保険福祉センター

介護支援専門員（ケアマネージャー）

介護保険サービス提供事業者（訪問介護、訪問看護、通所介護）

警察（生活安全課）

法務局・人権擁護委員

弁護士

附則

この規定は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日より施行する。